

# 少子化対策の取り組み 出生率に比例していくのか 社会情勢は不透明

村では、少子化対策の一つとして平成十二年度、子どもの誕生を祝福し健全育成を願い「普代村育児祝金条例」を制定しました。

この条例は第三子以上を出産した

養育者に、一人につき十万円を祝い金として村が贈るものです。平成十二年度は三人、本年度はすでに十人の方が祝い金を贈られる予定になっています。



村では、子育てサークルや離乳食教室など開設。安心して子育てができる体制を整えています

本年度、祝い金を贈られたある若いお母さんに直接インタビューしました。制度ができたとき、すでにおなかの中に子どもがいて、出産育児一時金三十万円をいただくことができました。笑顔で語ってくれました。

お金が欲しくて子どもを生むわけではもちろんないけれど、子どもが好きで「三人でも五人でも欲しいと願いつつも、経済的理由で一人とか二人でもう」と考えている世帯には少なくとも吉報であることには間違いない。この制度は生きてきます。村ではさらに本年度、子育て支援センター事業を実施。この事業は、仕事をしたいというお母さんのために預かり保育、子育ての悩み相談など、気軽にできる体制を整えました。しかし、果たして出生率に比例していくのか、どうなのかと考えたと、答えはではようすがありません。

少子化対策の一つ。本年度四月から開設しました。



母親のぬくもりを子は忘れない

## 子育て支援センター事業のお知らせ

村では、少子化対策として、仕事をしたいという母親のための預かり保育、子育ての悩み相談、お年寄りや保護者と一緒の利用。

子育ての支援サービスを下記のとおり実施しています。皆さん、お気軽に、どしどし、ご活用ください。

### 記

- \* 申し込み 保健福祉課（☎35-2114）または、ふれあい交流センター内 子育て支援室（☎35-2142）  
電話での予約制 月曜日から金曜日まで  
（午前8時30分から午後5時まで）
- \* 利用対象者 満1歳から児童館入園前の幼児とその保護者
- \* 費用 無料（おやつ代等は実費）
- \* 利用日時 平日、土日、祝祭日いずれも利用できます。午前7時30分から午後6時30分まで  
お盆、年末年始は休室
- \* 場所 ふれあい交流センター内 子育て支援室  
（図書館隣）
- \* 支援体制 常駐保育士1名、臨時職員若干名  
子育て支援サポーター若干名

子育てボランティアにご協力をお願いします。

未来を担う子供たちと一緒に  
元気いっぱい遊んでみませんか？

希望される方は保健福祉課（☎35-2114）までどうぞ。